

火気等を使用する器具を取り扱うイベント の主催者及び出店者様へ



平成25年8月に福知山市花火大会で発生した火災を踏まえ、姫路市火災予防条例の一部が改正されました。（平成26年8月1日施行）

コンロ、ストーブ、発電機等の「対象火気器具等」を使用するイベントを開催する場合は、以下の点にご注意ください。

1 消火器の準備

祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合するイベントに際して対象火気器具等を使用する場合は、消火器の準備をした上で使用してください。



※1 多数の者の集合するイベント

- 該当する例
祭礼、縁日、花火大会、展示会のほか、大学の学園祭、地区連合自治会規模で実施するイベント
- 該当しない例
保育園、幼稚園等で父母が主催する夏祭り、高校の学園祭、単位自治会規模で実施するイベント（地区以外から不特定多数の参加者が見込まれる場合は対象となる場合がある。）

※2 消火器の準備

- 原則として、対象火気器具等を取り扱う者が準備し、露店等ごとの設置が必要です。
- 消火器（住宅用消火器は不可）の大きさは問いませんが、古くて腐食やキズのある消火器は使用できません。

2 露店等開設の届出

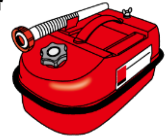
祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しに際して露店等（対象火気器具等を使用する場合に限る。）を開設する場合は、消防機関に届け出てください。

届出方法については、管轄消防署にお問い合わせください。

火気等を使用する器具の取扱いに係る 火災予防上のポイント！



祭礼、縁日等の各種イベントで、火気等を使用する露店、屋台等を出店する場合は、以下のチェック項目に沿って火災予防を心掛けてください！



- 火気器具とダンボールや油などの可燃物とは安全な距離を確保し、不燃性の台などの上で使用しているか。
- 振動などで器具が容易に転倒、落下するおそれのないように使用しているか。
- 避難の支障とならない位置で使用しているか。
- ガソリンやLPガスなどの可燃性ガスが滞留するおそれのない場所で使用しているか。
- 周囲は常に整理整頓し、近くに可燃物を放置していないか。
- ゴムホースと器具・LPガスボンベとの接続部分をホースバンドで締め付けたか。また、ゴムホースは、適正な長さで取り付けられたか。ひび割れなどの劣化がないか。
- 電気器具を使う場合、タコ足配線をしていないか。
- 火災が発生した場合に備えて消火器を準備したか。
- ガソリン携行缶やLPガスボンベは直射日光の当たらない風通しの良い場所に置いているか。
- 「ガソリン携行缶」から給油するときは、圧力調整ネジをゆるめ圧抜きをしているか。

☆お問い合わせ先☆

姫路市消防局	079-223-0003	姫路東消防署	079-288-0119
姫路西消防署	079-294-0119	飾磨消防署	079-233-0119
網干消防署	079-273-0119	中播消防署	0790-23-0119